〇出 め 入 る件 国 管 理 (平成) 及び難民 二年五月二十四 認定法第七 条第一 日法務省告示第百三十一号) 項第二号の規定に基づき同法 別 表 第 0) 五. \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 下 欗 撂 げ Ź 活 動

を

最近改正 令和三年七月三十日法務省告示第百五十七号

規定に基づき、 出 国 管 理 及 U 同 難 法別表第 民認 定 法 0) 昭 五. 0) 和二十六年政令第三百十九号。 表 下欄に掲げる活 .動であらかじめ定めるものを次のとおり定 以 下 法 という。) 第七 条第 8 項 第 る 号の

- して雇用された十八歳以 別 表第一に掲げ る外! 国 Ĺ 人に当該 の者が、 外国 当 \mathcal{O} 該雇 人 がが 使用 用 した外国 する言語に 人の家事に従事する活動 より 日常会話を行うことができる個 人的 使用 人と
- る活 して雇用された十八歳以上の者が 別表第二に掲げる外国 動 人に当該外国 月額二十万円以上の 人が使用する言語により 報酬を受けて、 日常会話を行うことができる個 当該雇用した外国人の家事 人的 に従 使用
- <u>ー</u>の <u>ー</u> 報酬 用人として雇用された十 する外国人 か であるものに限る。 場合に て一年以上その者に個 0 その者の 年 申請 額 あっては、 (以 下 人以外に家事 その 転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同 「高度専門) に当該 配 その 偶 者が 使用 八歲以 者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に 人的使用· 職外国 人を雇用 受ける報酬 高度専門職外国 Ĺ 一の者 人として雇用されている者、 用 人」とい L (当該高· の年 7 1 、 う。 ない 人が使用する言語 額とを合算 度専門職) (申: 法別. 表第 1 外国 請 た額 \mathcal{O} *(*) 「人と共に本邦に転居する場合にあっては 時 当該 点にお により日常会話を行うことができる個 以 \mathcal{O} 高 下 表 度専 7 \mathcal{O} 「世帯 て、 高 門職 居してい 度専門職 当 個 年 外国 収 該 人的 高 i使用· という。 度専門職 た親 人と共に本邦に \mathcal{O} 在 留資格 族に個 人とし 外 て雇 が 玉 をも 的 千 が 使用 用 転 方 0 円 受 居し 7 人的 げ 継続 以 在 Ź 使

が -六条の! 7 雇 月額二十万円以上 用 され 規定に てい ょ . る者 り再入国 であ \mathcal{O} 報酬を受けて、 許 0 て、 可を受けて出 当該 高 当該 度専 国 高 菛 する場合 職 度専門職外国人の家事 外 玉 を除っ 人 \mathcal{O} 負担に く。 することが予定され お 1 に従事する活動 てその者と共 に 7 本 邦 1 るも か 6 出 \mathcal{O} 玉 限 る。 (法第二

一の三 該高 行うことができる個 度専門職 次の V) ずれ 外 玉 人 にも該当する高度専門職! 人的 の家事に従事する 使用 人として雇用され 活 動 外国 た十八 人に当 歳 該 派以上の 高 度専 者 消職: が 外 月 国 人が 額二十万円以上の 使用する言語 報酬、 により を受け 日常会話 を

イ 同 金融商 条第三 一項に 品品 取引 規定 法 する投資 昭 和 二十三年法律第二十五号) 助 言 代理業又 は 同 条第四 第二十八条第二項に規定する第二 項に規定する投資運用 業に係る業 種 金融 務 に 従 商 事 品 取 引 7 業、

口 当該高 · 度専門職外国 人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

千万円以上三千

方

円未

満

申

. 請

人以外

に家事

使

用人

八を雇用・

, L

ていな

いこと。

(2)(1)数が 三千万円以 人であ 上 ること。 申 請 人以 外に家事 使用 人を雇 用 て 1 な 1 又は 申 請 人以外に <u>`</u>雇 用 してい る家事 使 用

五 三 玉 香 駐 日 港 本 日 ブ 湾 IJ 国 日本 特別行 パ テン及び 政 レ 関 府 ス チナ 政区 係協 \mathcal{O} 才 総代 北] 会 政 府 部 \mathcal{O} ス 本邦の 1 表 T ・ラリ 1 部 ノル i \mathcal{O} ウェ T 事 ランド連合 職 政府、 務所の 員 又 は 王 当該 ニュ 玉 職員又は当該職 王 政] 職 玉 府 ジ 政 員 府、 ス ーラン لح 同 口 バ T キ ド 1 \mathcal{O} 員と同 ア ル 政 世 与府、 共和 ラン 帯 に ド政 0 属 玉 カナダ政 世 政 す 府、 る家芸 府 帯に属する家族 府、 族 オー デン \mathcal{O} マー スト 構 F :成員 1 ・リア ツ ク É 連 とし \mathcal{O} 構 共 玉 邦 和 政 共 7 成員とし 玉 府 和 \mathcal{O} 活 政 玉 府 政 中 府、 華 7 0 ア 民 活 グ 1 ス 共 動 ラ 和

兀

ド

共

和

玉

政

府

リト

T

ニア

共

和

玉

政

府

工

ス

1

ニア

共

和

玉

政

府

若

しくは

オラン

ダ 王

国

政

府

に

対する

ワ

丰

グ

ホ

リデ

関する

 \Box

上

書

ワ

]

丰

グ

ホ

・リデー

関

す

る日

本

国

政

府と大

(韓民国

政

府

フラン

ス

共

和

送信 第六項 うた ンチン 舗 る営 国に 玉 型電 業 政 型 業 8 王 お 府、 務 話異 E 性 に け 所 \mathcal{O} 共 玉 規定する店 必 る 一 適 和 風 12 政 (性紹介営業に従事するもの 要 俗 府 お 正 玉 な旅 般 と ラン 特 化 政 1 て行う 等に関う 珠営業、 府 的 \mathcal{O} ド 行資 な生 間 若 舗 共 \mathcal{O} t 型 す 金 活 < 協 和 旌 る法 同 \mathcal{O} を補うため 様 は 定 玉 条第 チリ 風 式 又 又 政 を理 は 俗 律 府、 は 九 共 特殊営業若 同 ワ 解す 韶 項に 条第 和 必 和 玉 キ 要な範 二十三 るため をいう。 規定する店舗型 七項に規定する無店 政 ガ 府 グ IJ しくは Ì と 年 开 本 \mathcal{O} ホ 政 以下 法 内 邦 間 リデ 府、 同 律 に \mathcal{O} \mathcal{O} 第百二 同 報酬 お 協] 条第十一項に規定する特定 ス ľ |電話異性紹 **治覚** 1 \sim 12 て一定 を受ける活 関 1 十二号) 書 する 舗 ン を除く。 型 \mathcal{O} 王. 期 規定 性 玉 日 間 風 介営業若 本 政 俗 動 府、 第二条第一 \mathcal{O} 玉 \mathcal{O} 特 適 休暇を過ごす 政 ·殊営業、 風 用 府 チ とポ 俗営業活 を受け エ コ 遊 項に は 共 ル 同 興 Ź 同 \vdash 和 活 ·条第· 飲 者 規 動 条第 ガ 玉 食店営業 定す 動 が ル 政 風 並 十 八 共 府 項に 項 る 俗 若 び 日 和 営業 に当 本 風 玉 規 が 文 < 規定する 俗 政 該 化 定 営 営 等 は 府 す ま 活 \mathcal{O} 及 ス Ź ウ 規 動 び れ T 無店 映 制 を H ル て 同 エ 本 像 条 ゼ 及

五 受け \mathcal{O} 給 日 を受 本 期 る 玉 活 間 け 領 別表第三に掲げる た者が 動 事 育等を 休暇を過ごす活 風 が 俗 ·営業) 日 . う。 本文: 活 化 要件 動 以 動 下 を 及 除 並 び 同 \mathcal{O} びに当 日本 ľ 7 ずれにも該当するも 玉 該 \mathcal{O} に 活動 査 お 証 け る 一 を行うため 同 般的 表に な生活 のとし お ĺΞ 1 7 必要な旅 て日ー 様 ワー 式 を 本 行資 理 丰 玉 解 領 グ 金を補うため す 事 ·官 等 るた ホ め、 リデ 法 ĺ 第二 本 必 邦 査 条 要なが に 証 第 お 範 لح 匹 11 囲 号 7 う。 内 に 年 規 を 定 す 幡 超 \mathcal{O} 発 え

六 スポ 雇 オリンピッ 用 さ ツ \mathcal{O} れ た 振 ク 興 (及び・ 大会、 のが 水 世 そ 準 界選 $\bar{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 機 向 関 手権大会その 上 \mathcal{O} 等のため ため É に 行 うア 月 他 額 \mathcal{O} 7 玉 際 チ + ユ 的 五. ア 万円 な ス 競技会に出場 ポ 以 上 ツ \mathcal{O} 報酬 \mathcal{O} 選 を受けることとし 手とし したことが 7 \mathcal{O} 活 ある者で日 動 7 本 邦 本 \mathcal{O} \mathcal{O} 公 ア 私 7 チ \mathcal{O} 機 ユ T

七 前 号 玉 弁 規 護 定 士 に す よる法 る活 動 を指 律 事 定 務 され \mathcal{O} 取 て在留 扱 1 に関い [する す 者 る 特 \mathcal{O} 扶 別 措 養 を受け 置 法 (昭 Ź 和六 配 偶 + 者又は 年 法 子とし 律第六十六号) 7 行う日常 第 的 五. 活 *の*

る活 に規 定 動 する国 本邦 際仲 \mathcal{O} 公私 裁 事 \mathcal{O} 機 件 関 の手続等及び لح 0 契約に基づい 国 際 調 停事 て行うも 件 この手続い のを除 についての代理に係る業務 に 段報酬: を受けて従 す

九 教育を行う課程 の機関との 外国 修業年限 の大学の学生 間 *の* の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない 分の一 に在籍する者を除く。)に限る。)が、当該教育課 (卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者 を超えない · 期間· 内当該機関の業務に従事 する活 程 の 一 動 部として、 期間で、 かつ、通算して当該 当該大学と本邦 (通 信 \mathcal{O} に 大学 公私 よる

れて行う福祉に係るボランティア活動 社、 る社会福祉法 人又は独立行政法 書 日本国 公益社団法人若しくは公益財団法人、 の適用を受ける者 政 府 人 \mathcal{O} グレ 特定非営利活動促進法 人通] 則法 が、 トブリテン及び北部 本邦に (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人に受け おい て一年 (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利 社会福祉法 アイルランド連合王国政府に対するボランティア査 を超えな 1 (昭和二十六年法律第四 期間、 国若 しくは 地 方公共団体 十五号) 第二十二条に \mathcal{O} 機関、 証 日 に 関 本 入 活 規 赤 す 動 定す れ る口

十 一 削 除

者に対する授業が行 る教育を行う課程 て、当該大学と本邦 外国の大学の学生 に在 の公私 わ 籍する者を除く。 れ (卒業又は修了をした者に対して学位 な 7 の機関との間の契約に基づき当該 期 間 で、 か)に限る。)が、 つ、 三月を超えない その 機関 !の授与される教育課程に 期 間 学業の遂行及び 内当該大学が指定 から報酬を受けて、 将 来 L \mathcal{O} 当該大学におけ 在籍する者 た当該機関 就業に資す るも の業 (通 る当該 務 信 によ

十三及び十四 削除

事する活

動

外 国 \mathcal{O} 大学の学生 (卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者 (通信 に よる

免 許 シア協 学 共団 ア協定 的として、インド の規定に基づき日 通 5 う。 協 育 面 報された者が 書」とい 面 本 第三十九条に規定す 邦 栅 を行 インド に に 体 定 (以 下 定 済上の \mathcal{O} 書 お を受けて、 お が 介 中等教育学校、 小学校 研 実 う課 \mathcal{O} 護 面 面 1 監督 ネ . う。 てそ てその者に 修 看 施 に 12 機 連 シ 程 祉 お お する国際 携に関う 護師 7 T \mathcal{O} 関 士 1 \mathcal{O} 12 (義務) 当該-てそ -ネシア てそ 協 者 本 保 第 下 」という。)により受け入れられて行う知識 在 とい -で看 定 12 国政府がインドネシア共 免 健 籍 大学に 許 編第六 書 師 す 特 教育学校 文化交流 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 ついて指定された本邦 する者 ζ`\ う。 者に 者に 協定 る介 る日 護 別 助 面 節 という。 に て指定され 産 支援学校、 こを除っ 師 飾 お 研 護 として必 ょ 本 0 0 を目的 \mathcal{O} ** \ **,** \ 修 ŋ 福 8 (b) 国 \mathcal{O} ける当該者 看)監督(て指力 て指 機関 通 護 とイ 前期 祉) を受けることを目的として、インドネシア協定附! 士 報 師 \mathcal{O} 要な 課 定され 定され となる資格 た 施 規定に基づく書 ンドネシア され 法 の下で介護福 により受け 専修学校又は各種学校に とした事業に に 程 (昭 知 を含む。 限 た 設 に対する授業が た施 た本 る。 者 識 内 \mathcal{O} 和 和二十三年法律第二百三号) 国政 が、 及び 公私 に 入れら 邦の 共和 設 お (以 下)、中学校 社会福 内 技 \mathcal{O} 参 が 府に対して通報した本 祉 11 公私 能に 機関 面 国 士として必ず 12 て、 加 لح お れて行う 「介護 别 し (以 下 行わ \mathcal{O} 係る研修とし との \mathcal{O} 祉 1 同 表 機関、 第 間 て、 法 本 士 福祉 及 第 間 邦 の修得をする活 おいて、 れ 兀 の協定附属 (義務教育学校 「インドネシア協定書 要な知识 لح 知 び \mathcal{O} 同 五. な \mathcal{O} 12 介護! 一条に規 \mathcal{O} 識 士 雇 公 掲 法 1 第 間 資 期 私 げる 用契約に \mathcal{O} て当該 識 \mathcal{O} 修得をする活動 格 福 国際文化交流 間 \mathcal{O} 第七条第三項に規定する看 邦の 要件 雇 で、 機 及び 条 祉 定する看 書 とい 第二 干 関 用契約 士 技 法 機 動 基づき当該 公 の後期課程 لح か \mathcal{O} (以 下 う。 能に係る研 関 又は当該 私 つ、 \mathcal{O} 1 項に規定する介護福 (昭 契 ず 護 \mathcal{O} に基づき当該 \mathcal{O} 機 三月を超えな 節 業務に従 約 和 に係る講 れ 面」という。 イ を取得すること 六 属 又は当該 関 に 12 十二: 以 下 書第一 を含む ンドネシア 基づき当該 も該当する インド インドネシ (以 下 修とし 年 事 義を行 ネシ インド 編第 1 法 す 看 イ 7 Ź 護 ン ン ア 当 ア 六 協 う F 第 活 に 期 地 祉 師 護 機 ネシ を目 協 ド ネシ 飾 間 ょ 高 士 定 活 関 方 動 師 定 ネ V) 附 6 \mathcal{O} カン

関の業務に従事する活動

配

偶

者又は子として行う日常的

な

活動

に基づき看 経 済 上 \mathcal{O} 護師、 連 携 とし に関 する 7 の業務 日 本 だ従事する活動を指定されて在留する者と同居し、 国とインドネ シ ア 共 和 玉 との 間 の協定 (以 下 「インドネシ かつ、 その扶養を受ける ア協定」 とい う。

十九 受ける配 (以 下 イン ドネシア協定に基づき介護福 偶者又は子として行う日常的 「介護等」とい 、 う。) \mathcal{O} 業務 な活動 に従事 祉士として社会福祉士 する活 三動を指令 定され 及び介護福祉 て在留する者と同 士法第二 一条第二 居 項 カン E つ、 規定する その 扶

- ン実施 ン共和 識 協定 協 イリピ フ 及 定 1 経済 IJ び П ン協定 技 上 上 ピン協 国 取極第十条に基づき日本国政府がフィリピン共 能 書に 書に 政 上の 府 に 係 との間 お 定 連携に関 お \Box 上 研 る研修として当該 7 1 書」 てその てその者につい 修機関」という。 \mathcal{O} という。 実施 する日 者について指定され 取 極 本 国とフ (以下 により通報され 機関 て指定され)により受け入れら \mathcal{O} イリピ 「フィリピ 業務 た施 た本 に ン 共 従 設内 た者 ン実 事 邦 和 す \mathcal{O} 玉 にお る活 公私 和 との が 施 れて行う知 国 取 看護 極 間 政 動 \mathcal{O} 11 機関 府 て、 \mathcal{O} という。) 協定第十二条に基づく日 12 師免許を受けることを目的 看護 لح 対して通報した本 識 \mathcal{O} 師 間 の修得をする活 の監督 \mathcal{O} 第九条に基 雇 用 契約 $\bar{\phi}$ 下で看護師 邦 に基 動 づ \mathcal{O} 本 一づき当さ 公私 < 又は当該 لح П 玉 とし Ū \mathcal{O} 政 上 該 機 書 府 て必 とフ フ フ 関 以 フ 1 イ (以下 「 要な リピ リピ イ 下 1 リピ IJ 「フ É

一 そ その ピン協 者に 者 る 研 に 定 フ イリ 研 つい 修として当該 ついて指定さ 修 機関 ピン協定 て指定された施 によ 機関 れ П り受け入れ 上書に、 た本 \mathcal{O} 邦の 設 業務に従事する 内 ょ 12 公私 られて行う知 り通報され お \mathcal{O} 機関 て、 た者が、 との 活 護 識 福 間 \mathcal{O} 修 祉 \mathcal{O} 介護福 雇 得をする 士 用 \mathcal{O} 監督 契約に基づき当該フ 祉士資富 活動 \mathcal{O} 下で介護福 格 又は当該フ を取得することを目的 祉 イ 士として必要な イ リピン リピン 協定 協定 とし П П 知 上 上 書に て、 書 識 E 及 お フ び お 技能 1 IJ 7 7

その者につい 厚生労働大臣 ピン協 定 フィ 研 ij 修 ピン協定 て指定された社会福祉士及び介護福 \mathcal{O} 機 指定した学校並びに都 関 12 より受け入れ П 上 書による られて行う り通報され 道府県知事 知 た者が、 識 祉 の指定した養成施設 \mathcal{O} 修 士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び 介護福 得をする活 祉 士 資 動 又 格 は当該 を取得することを目的 (以下「介護福祉 フィリピン 協定 士 養成: П 施 上 書に 設」という お フ 1 IJ 7

。) に お て介護福祉 士として必要な知識 及び技能 を修得する活 動

偶者 に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居 又は子として行う日常的 経 済 Ě \mathcal{O} 連携に 関する日 な 活 本国 動 とフィリピン 共 和 玉 との 間 \mathcal{O} 協定 以下 ヮ かつ、 1 リ ピ その扶養を受ける配 ン協 定 という。)

十四四 居 かつ、 フィリピン協定に基づき介護福 その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同 な 活 動

一十五 の前後に当該疾病 本邦に相当期間 又は傷害につい 滞 在 して、 病院 て継続 又は診り 療所に入院し して医療を受ける活 疾病又は傷害について医療を受ける活 動 動 及 び

動 又は 前号に掲げ 報酬を受け る活 る活動を除く。) 動 を指定されて在留する者の 日常生活上の 世 話をする活 動 、収入を伴う事 業 運

を目的 に基 士の 通 修得 づく書面 入国及び をする活 として 平 た本邦の 成二十四 以 べ 時的 公私 動 トナム交換 年四 又は 下 な \mathcal{O} 「べ 当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本品 機関 滞 月 十八 トナム交換公文書 在に (以 下 公文1注釈 関する書簡 日にベトナム社会主 1 ・ナム交換公文研修機 の規定に基づき日本国 のうち日本側 面」という。 義 共 書 和 簡 国 により 政 以 関 府 لح 政 下 という。 通報された者が の間 府がベトナム社会主義 「べ トナム交換公文」という。 で交換が完了 により受け 了した看護師 看護 邦の 入 共 師免許を受け れ 和 公私 られ 玉 政 及び \mathcal{O} 7 府 行う 機 に 介 5 Ź 関 対 護 \mathcal{O} L 規 福 定 Ī

師 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 監 雇 督 用 契 \mathcal{O} 約 下 で看 に 基づき当該べ 護 師 として 必 トナム交換 要な知 識 公文書 及び 技能 面 に 12 係 お į١ る研修として当 てその 者に つい 該 機 7 関 指 定され の業務に た 施 . 従 事 設 す 内 る に 活 お 動 1 て、 護

十八 能 てその ム交換 てその者に に係 者につ 公公 る研修として当該 ベ 文研 トナ ついて指定され **\ 修 ム交換公文書面 て指定され 機関により受け 機 た本 関 た施 品により \mathcal{O} 業務に 設 邦の 人 内 れられて行う知識 公私の に 通報され 従事する お 1 て、 機関との た者 活 介護 が、 動 福 間 \mathcal{O} 修得をする活動 \mathcal{O} 介護福祉士資格を取得することを目的 祉 雇用契約に基づき当該べ 士 \mathcal{O} 監督 \mathcal{O} 下 -で介護! 又は当該ベトナ 福祉 トナ 士とし /ム交換: /ム交換が て必 要な 公文書 公文書 とし て、 知 識 面 面 ベ 及 に に 1 な お び 技 ナ 1

十九 てその者について指定され ム交換公文研 動 トナ /ム交換: 修 機関 公文書 12 より受け入れられて行う知識 面 た介護福祉士 12 より 通報され 養成施 た者が、 設に お \mathcal{O} 介護 V 修得をす て介護 福 祉 っる活動 福祉士として必要な知識 士資格を取得することを目的 又は当該べ トナム交換 及び技能 公文書 とし を修 て、 面 得 べ 12 する 1 お ナ

三十 その ベ トナム交換公文に基づき看護師としての業務に 扶 養を受け る配 偶 者又は子として行う日 常的 な)従事 活 動 する活 動を指定されて在留する者と同 居し、 カン 0

同居 ベトナム交換公文に基づき介護 か つ、 その 扶 養を受け る配偶 者 福祉士として介護等の 文は 子として行う日 業務 常 的 に従 な 活 事 動 する活動 を指定されて在留する者と

三十二 関との する告示 雇 本邦の公私 用 契 平 約 成二十六年 に基 \mathcal{O} 機 づ 7 関 て建設業務に従事 国土交通省告示第八 が策定し、 国土交通 す 大臣 る 百二十二号) 活 動 が認定し た適 にい · う適 正監 正 理 監 計 理 画 計 外 画 を 玉 人 1 建 う。 設就労者受入事 に基づき · 業 当 に 該 関

契約 に 高 . 基 づ 度専 門 職 外 国 日 本 人 人が \mathcal{O} 配 従事する場合に受け 偶 者 (当 該 高 度専 菛 る報 職 外 国 膕 と同 人と同 等 額以 居する者に 上の 報酬を受けて行う別 限 る。 が、 本 邦 表第 \mathcal{O} 公 五. 私 に \mathcal{O} 掲 機 げ 関 る

いずれかの活動

三十 当該 配 配 国 偶 加 者 者 人 高 \mathcal{O} 若 度 \mathcal{O} 高 うち 父若 専 しく 度 菛 専 は 職 門 1 L ず 妊 外 職 は 娠 れ 玉 外 母 中 人若 玉 か -の当該: 又 人 \mathcal{O} 父 又 は 申 Š 当 該 は は 請 高 高度専 度 その 母 \mathcal{O} 専 時 に 限 菛 点 配 門職 る。 職 偶 に 者 外 お 外 国 \mathcal{O} 1 とし 人に て、 玉 七 人 歳 \mathcal{O} 7 対 未 世 満 行う日常的 配 L 帯 介助、 間番の の子を養育 年 収 が 家事そ 父若しくは母 八 な活 百 万 円 \mathcal{O} 動 他 又は 以 上 \mathcal{O} 当該 必 の者に (当該 要な支援をす 高 度専門 高度専門 限る。)と同 職 る当該 職 外国 外 国 居 人 Ĺ 人 高 \mathcal{O} 及 度 妊 Ţ 専 娠 か その 門 中 職

三十五 する告 造 正 船 監 業務に 理 計 示 本 - 邦の 画 平 従 同 公私 成 事する活 告示 <u>二</u> 十 \mathcal{O} 機 に 六 年 関 動 11 う企業単 国 が 策定 土交通省告示第千 Ĺ -独型適 国土交通 正監理計 大臣 百 九 + が 画をいう。 -九号) 認定した適 に 1 、う適 正監理 に基づき、 正 監 計 理 画 当該 計 (外国 画 機関との を **|人造船が** 1 . う。 雇 就 用契約 又は 労者受入 企 に 業 単 事 基 業 独 に 滴 7

る機 特定 大臣 究 関 0 が \mathcal{O} 指 又 分 指定するも 本邦 導若 は 野 高 12 \mathcal{O} 公私 等 しく 関 はする 専門学校に は教 0) \mathcal{O} に限 機 研 育と関 関 究 る。 (別表: おい 研 究 連 との する事 元の指導 てするも 第六に掲げ 契約に基 導若しくは 業を自 のに限 る 要件 ら経営す る。 教育をする活 て当該 \mathcal{O} **(**) ずれに る活 又は当該 機関 動 動 \mathcal{O} も該当す 施設 活 教 動と併せ 育 12 K お る事 0 1 て当該 業活 て高 1 7 は 度 動 特定の を行う \mathcal{O} 大学若 専門 機関 分野に関 的 しく 知 識 で はこ を必 あ する 0 要と て、 れ 研 12 準ず 務

三十七 れ 機 + ŧ \mathcal{O} 事 該 別 派 年 業所 当する事業活 法 表第七に 遣される場合 第 (当 八十八 該 . 掲げる要件 機 号。 関 動 にあっては、 を行う機関で か 以下 ら労働者 \mathcal{O} ** \ 「労働 ずれ 「派遣 当 者 該 に あ も該当する者が って、 他 派 事 業 遣 \mathcal{O} 機 法 \mathcal{O} 適 関 法務大臣 とい 正 \mathcal{O} な 事 う。 業所) 運 営 が 治定する 本邦 \mathcal{O} にお 第二 確保及び \mathcal{O} 公私 る いて自然科学又は 条第二号に規定 t 派 \mathcal{O} \mathcal{O} 遣 に 機 労働 限 関 る。 者の 別 す 表 る派 第八 との 保護等に関 人文科学 ハに掲げる 遣労働 契約 \mathcal{O} 分野に す 基 Ź る法 づい 要件 属 7 律 7 \mathcal{O} する 1 韶 ず

に規 技術 定する情 又は 知 識 報処理 を要する情 を 1 う。 報処 以 理 下 (情: 同 報処 理 に係る業務に従事する活 \mathcal{O} 促進に 関 はする法 律 昭 和 動 匹 + 五. 年 法律第九 十号) 項

三十八 な活動 第三十六号又は 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日

常的

三十九 的 者の扶養を受けていた者であって、 けるその者の な活 第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、 父若 しくは母 又 は 配偶 当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。 者 \mathcal{O} 父若 しくは 母 (外国に お 7 て当該在留する者と同 カゝ つ、)として行う日 居 その者 カュ \mathcal{O} つ、 扶 養 を受 その

四十 その他これらに類似する活 次のい . ずれにも該当する十八歳以上の者が、 本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、 保養

動

て、 政 ことなく、 ŧ する者の全てについ するもの 我が 日本国 する一 地 画 \mathcal{O} ? 国が、 玉 域 をいう。 を 0 籍者等であること。 領事 居住者 般旅 その国又は地域 1 、 う。 法令、 官等の査証を必要としないこととしてい 券 以 下 以下同じ。 に (旅券法 国際約 7 \mathcal{O} 同じ。) 査証の み発行される旅券を所持する者をいう。 東又は日本国 (法第二条第五号口 (昭和二十六年法律第二百六十七号))を所持し、 0) 取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。)のうち、 玉 [籍者等 政 (国 観光その 府 に が 外国 0 あ 地 ってはその 他の 域及 政 分府に る国 Ű 目的で本邦に短期間 対 国 又は 玉 から旅券を発行する権限を付与され して行った通告により、 以下同じ。 \mathcal{O} 地域 第二条第二号に規定する一 玉 籍を有する者をい (その国 であって、 滞在しようとするも 又は地域 \ \ \ 旅 別 (i) その 行 形 表第九に掲 地 般 国 態を限っ 般 域 旅 旅 又 12 は $\tilde{\mathcal{O}}$ 券を所持 券 あ て に É 定 地 0 する げる ては る行 相 域 0 が

申 請 \mathcal{O} 時点において、 申請人及びその配 |偶者の| 預貯金の 額 の合計 額が 日本円に換算して三千万円 以上

口

該 以 Ŀ 配 偶 者 であること。 が この 号に 掲 げ る 活動 を 指 定さ れ 7 在 留 又 は 在 留 ようとしてい る場 一合に あ 0 7 は、 六千万

本 邦に おける滞在中に 死亡 Ĺ 負傷 Ĺ 又は 疾 病 に罹 患し た場合における保険に 加 入 ĺ てい

四十三 四十二 四十 行う、 の個 該機 に関 当す \mathcal{O} えも の 技 関 人 する告示 八又は団 が行及び 別表第 日本文 \mathcal{O} 本邦の 並 前号に掲げ 外国 び しにこ が 化 体 公私 十に掲げ 知識を身に付 12 (平成 れ 及 あ から本号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境 本 び る活 5 る事 \mathcal{O} 邦 日本国 三十八 $\overline{\mathcal{O}}$ 機 に る要件 活 業 関 お 動 V 動 所 が を指定されて在留す を行う に け 策定 て — 年経済産業省告示第四 \mathcal{O} おけ 職 \mathcal{O} るため、 **\ 年を超えない 員 し、 ため ずれ ざる 一 が 経 般的 当該機 当該 済産業 に必要な資金を補うため にも該当する者 機 な生活様 大臣 期間 関 関 る者に同 が \mathcal{O} 当該 干 滞 本 が 邦 式 認 在 号) 定し して 行す \mathcal{O} に 国 が お 12 理解を目的とする活動 る配 設 にいう製造 本邦 ける生産拠 た製造特定活 行う観光 け に 必 る 偶 要な範 生産 者 お で 1 て通算 点 施 特 保養その あ 定 囲 12 設 動 0 活動 て、 内 計 お 12 Ü ** \ お \mathcal{O} 画 同号 他こ 報 て五年を超えな て製造業務 計 1 (日本語を習得する活 製造 て中 酬 画 イ れ を を受ける活 · 及び 心 いう。 業 らに 的 外 な役割が に従 国 類 ハ)に基づき 似 \mathcal{O} 従業員受入 事 す 動 1 期間 る活 する ること。 を果た ず ħ 風 動 活 に \mathcal{O} を含 す 特 事 t 下 動 で 定 当 業 た 該

活 二十 + 活動 お 備動 加 て当 行 年経済産 を除く。 る貿易そ 計 為 経済産 画 を行 該 同 起 産業省: 業準 業大 う活 告 \mathcal{O} 示 他 告 臣 備 に 動 \mathcal{O} 活 1 示 事 及 が 第二百 業 び う起業準 認 動 当 計 0 定 経営を 該 画 L [に係る 五 た 活 -備活動 動 外国 十六号) 開 に る貿易その 附 始 人 (起業活 計 随 に た後引き続き当該事 L 画 て行う を 1 う外国 他 1 動管理支援 . う。 0 報酬 事 業 人起業活 を受け \mathcal{O} \mathcal{O} 経営を開始 確認を受け 計 画 る活 ·業 の 動 管 外 理支援 動 経営を行 玉 た者 又 するため 人起 は 本 が 計 業 う活 邦 画 活 に必 に を 動 お 年を超え 促 動 1 要な事 う。 1 進 (<u>風</u> . て 当 事 業 俗営業 に基づい ī該起 業 な に 関 所 1 活 期間 す \mathcal{O} き、 る告 進 確 動 を除 で、 備 保 起 そ 活 示 \mathcal{O} 本 業 動 邦 他 進 亚 備 成 画 \mathcal{O}

几

兀 兀 に基 + 疎通を要する業務に従事するものを含み、 五 7 従事するものを除く。) 别 前号に掲 て、 表第十 当該 げ 機関 る活 掲 の常勤 げる要件 動を指定され \mathcal{O} 職員として行う当該機関の業務に従事する活動 \mathcal{O} ** \ ずれにも て在留する者の扶養を受け 風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされ 該当する者 が、 法 務大臣 る配 偶 が 者又は子として行う日常 指定する本邦の (日本語 公私 を用 1 \mathcal{O} 機 た円滑 的 関 な との 活 てい な 意思 契約

兀 几 十八 当該大会に係る事業に従事する活動 リンピ ック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。 ック・パラリンピ 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関係者であって、 前号に掲げる活動を指定されて在留す ック競技大会組織委員会 る者 の扶養を受ける配 (平成二十六 年一月二十四 偶者又は子とし 日に 般財 て行う日 が適当と認めるも 公益財] 寸 法 人東 常 寸 的 京 法 な 才 人 活 ij (東京オ \mathcal{O}

四十九 五 + 従 別表第十二に掲げる要件の 事する活 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的 動 V) ずれにも該当する者が、 本邦 の公私 の機関との契約に基づい てスキ な 活 動 \mathcal{O} 指

別 表 第

- 日 本 国 政 府が接受した外交官又は領 事 官
- 条約又は 玉 際 慣 行 に より 外交使節 と同 様 \mathcal{O} 特 権 及び 免除 がを受ける る者
- 申 請 人以外に家事 使 用 人を雇用し てい ない 日 本国 政 府 \mathcal{O} 承認 L た外 玉 政 府 又 は国 際 機 関 \mathcal{O} 従 す

匹 申 請 人以外に家事 使用 人を雇用 して 1 な 1 台 湾 日本関係協会 \mathcal{O} 本邦 \mathcal{O} 事 務 所 \mathcal{O} 代 表 又は 副 代

表

る者

外交官及

び

領

事

官を除

五. 申 請 人以 外 に家 事 使用 人 を雇 用 L 7 1 な 1 駐 日 パ V スチナ総 代 表 部 \mathcal{O} 代 表

協 \mathcal{O} 地 昭 力及び安全保障条 申 位に関する協定 和三十五年条約第七号) 請 人以 外 12 家事 使用 約第六条に基づく施設及 (昭和二十九年条約第十二号) 第一 人 を 第一条個に規定する合衆国 雇 用 L 7 1 な 1 び区域 少 佐 以 並 上 び \mathcal{O} 階級 条(e)に規定する国 軍 12 隊 日 本 の構 に 国 あ 12 る 成員又は お 日 ける合衆国 本 国とアメリカ合衆国 際 日本国に が連合の 軍 軍 おける国際 隊 隊 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 構 位 に 成 関 員 連 \mathcal{O} 合 する 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 相 軍 定 隊 互.

別表第二

るも 又は 申 は病気等に $\overline{\mathcal{O}}$ 請人以外に家事 に より日 常 使用人を雇用し \bigcirc 家事に従事 てい することができな ない高度専門職外国 1 配偶 者を有 人で、 申請 か の時点に つ、 世 帯 お 年 7 て、 収 が 千 十三歳未 万 円 以 満 で 0 あ 子

る事 申請人以外に家事使用人を雇用し 日常 業所の \mathcal{O} 家事に従事することができな 長又はこれに準ずる地位 てい に 1 配偶 あ ない る者 者を有するも で、 法別表第 申 請 \mathcal{O} 時 の二の表 \mathcal{O} 点に お いて、 の経営 十三歳未満の子又は病気等に 管理の在留資格をもって在 ょ 留 す

三 より 留する事務 申 日 請 常 人以 0 家事 外に 所 \mathcal{O} に家事が に従事 長又はこれに準ずる地位にある者で、 使用人を雇用してい することができな 1 ない法別表第 配 偶者を有する 申請 の <u>-</u> の \mathcal{O} 詩点 表 に \mathcal{O} お 法 律 1 会計 十三歳未満 業務 \mathcal{O} 在 留 の子又は病気等に 資 格 を Ł 0 て在

別表第三

- ワ] キング ホリデ 査 証 \mathcal{O} 申 · 請時、 に台湾 の居住者であること。
- ワ] キング ホリデ 査 証 \mathcal{O} 申 .請 時 の年 齢 が 十八歳以上三十歳以下であること。
- 兀 以 前 年を超えな にワー 丰 ング 1 期 間 ホ リデ 本 邦 に 査証 お 1 \mathcal{O} て主として休暇を過ごす意図を有すること。 発給を受けていないこと。

五. 被扶 養者を同 伴しな いこと (当該被扶 養者 に 査 証 が 発給されている場合を除く。

台湾 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} あ る機関 が · 発行. した法第二条第五号 口 に該当する旅券を所持していること。

七 台湾に戻るため \mathcal{O} 旅 行切 符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

八 本邦における滞在 の当初の 期間に生計を維持するための十分な資金を所持していること。

九 健 康 であ $\widetilde{\mathfrak{h}}$ 健全な経歴を有し、 カュ つ、 犯罪歴を有しないこと。

+ 本 邦 におり ける滞 在中に死亡し、 負傷 又は 疾病に罹患した場合における保険に加 入していること。

別表第四

当該者に対 しその在 留 期 間中の 住居の提 供そのは 他必要な支援を行う体制を整 備 ていること

当該者の 出 入国 及び在 留に係る十分な管理を行う体制を整備 していること

 \equiv 当 該事業 12 お 1 て当該 者が 講義を行う場所 期間 及び)報酬, を明 確 に定めていること

別表第五

一 研究を行う業務に従事する活動

る教育機関 等学校、 本邦の 小学校 中等教育学校、 12 お いて語学教育その他の教育をする活 (義務教育学校の 特別支援学校、 前 期課 専修学校又は各種学校若しくは設備及び 程を含む。)、 動 中学校 (義務教育学 校 \mathcal{O} 後期 編制 課程 に関 を含む。 してこれ

三 自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知 及び 有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動 興行の項の 下欄 に掲げる活動を除く。 識を必要とする業務又は外国 (法別表第一の二の 表 0 研 究 一の文化 \mathcal{O} 項 iz 教 育 基 盤を \mathcal{O} 項

几 イ 興 行に係 商品 又 は事 る活動以 · 業 の宣伝に係る活動 外 の芸能活動で次に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} 1 ず ń かに該当するもの

- 口 放送番 組 (有線放送番 組を含む。 又 は 映 画 0 製作 に 係 る 動
- ハ 商業用写真の撮影に係る活動
- 二 商 業用 \mathcal{O} レ コ] K ビデオテープその 他 の記録媒体に録音又は録 画を行う活動

別表第六

- 高度な専門的 知識を必要とする特定の分野に関する研究 (以下 「特定研究」 という。) を目的とするも
- のであること。
- 設備その 特定研究を行う本邦 他 \mathcal{O} 研 究体 制 を整 \mathcal{O} 公私 備 この機関 して行うもの (以下「特定研究機関」 であること。 という。) が、 当該特定研究に必要な施 設
- 三 特定研究 \mathcal{O} 成果が、 当該特定研究機関若しくはこれと連携する他 の機関 の行う特定研究若しくはこ れに
- 関 蓮する産業に係る事業活動に現に利用され、 又は当該利用が相当程度見込まれるも \mathcal{O} であること。
- 匹 申 請 人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

別表第七

- 業務 従 の在留室 事 し又は資格を有している場合は、 申請 する業務に 人が出 資格 に係 入国管理及び っつい る基準 て、 次の O難民認定法第七条第一 特例を定める件 ** \ ずれ この限りでない。 か に該当し、 (平成二十五年法務省告示第四 項第二号の基準を定める省令の これに必要な技術 又は 知識を修得 百三十七号) 技術 していること。 に定 人文知識 め る試 国際 ただ
- 当該技術若 しく は 知識 に関連する科目を専攻して大学を卒業し、 又はこれと同等以上の教育を受けた
- こと。

口

玉 管理及び難民認定法第七条第一 当該 於技術 又は 知 識 に関連する科目を専攻し 項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程 て本邦の専修学校 の専門課程を修了 (当該修了 \mathcal{O} 修了 に関 に関 す る要 出入

る。 件を定める件) したこと。 (平成二十三年法務省告示第三百三十号) の 二 の 1 文は 口 \mathcal{O} V ず 'n か に該当する場 合に 限

課 程に 十年以上の実務経験 .おいて当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。 (大学、 高等専門学校、 高等学校、 中等教育学校の後期課程又は専修学校 を有すること。 0 専門

日 本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以 上の報酬を受けること。

別表第八

定する労働 情報処理に関する産業に属するもの 者 派遣事 業に係るもの を含む。 (情 以 下 報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第三号に規 「情報処理事 業活動等」という。 であること。

7 関する外国 情 行うも 労働者派遣法第三十条の二 報処理 情報処理事業等機関 0 事 人 八の技術 であること。 業活動等を行う本邦の 又は が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあ 知識を活用するために必要な施設、 第 一項に規定する派遣先が当該 公私の機関 (以 下 「情報処理事業等機関」という。)が、 『事業体制を整備するように必要な措置 設備その他 の事業体制を整備 して行うも 情 報 を講 処 0 ては 理 に

申 請 人の 在留に係る十分な管理体制を整備 して行うものであること。

別表第九

公国 アイスランド 玉 玉 工 ルサ ギ コ リシ ル スタ イスラエ ババドル IJ ヤ 共 力 共 共 共 和 和 ル 和 玉 国 和 国 国 玉 アイルランド、 イ サン アテ オー タリア共和 マリ 7 ストラリア連邦、 、ラ共和日 ノ共 国 和 国 アメリカ合衆国、 国 インド グ シンガポ レ ネシア共] オーストリア共 トブリテン及び北アイル ル 共 和国 アラブ首長国 和 和 国 ウ ĺ 玉 ス グアイ東方共 連邦、 イス オランダ王 ランド 連邦、 ア ル 連合王 国 和 ゼンチン共 ス ウ 玉 カナ 工] 玉 エ ダ、 ス デン王国 和 1 ク 丰 ニア 国 口 プ ア チア 共和 口 スペイ ス ドラ 共 玉 和 和

ン公国 共 キシコ合衆 フランス共和 コ 共 ガ 和 ル 和 国 スリ , 共和! 玉 ナ ニュ ル 国 チ 玉 A 1 共 マニア、 国 ユニジ 和 干 ホ ジーラン ンジ] ブル 玉 ij ア シ ガ 共 ユ ル ス ヤス共 ラス ド、 クセンブルク大公国、 リア共和 和 口 バ 玉 共 キ チリ共 和 和 ル T ウ 共 玉 玉 玉 和 工 モナコ ブ 和 国 1 7 ケドニア ルネイ・ 王 国 国 ス 公国 デン 口 バ べ レ ソト王 旧 = ダルサラー 7 7 ア ラト] ユ] 玉 共 ク 国 ビア ゴスラビア共和 王 和 バ 玉 玉 台湾、 , 共和1 - ム国、 ル ドイ バドス、 セ 国 ル 香港、 ビア ベル ツ連 リト バギー 邦共 共 玉 ハンガリー、 アニア 和 7 カオ 王国、 和 国 7 ル 玉 共 タ タ イ王 共 和 ポーラン ドミニカ 和 玉 フ イン 国 玉 IJ ド 共 ランド 大 ヒテンシュタイ 7 共 韓 和 和 玉 民 共 シ 玉 玉 ア、 和 1 チ ポ 玉 ル ルル コ 工 メ

別表第十

一次のイ又はロのいずれかに該当すること。

邦 に本籍を有したことがあるものの実子の実子を除 日本人の子とし て出生した者の実子の実子 (日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本

口 子 の 日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるも 実子 (イに該当する者を除く。 0 0 実子 O実

一 申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

三 帰 玉 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 旅 行 切 符又は 当該切符を購入するため Ď 十分な資 金を所持 してい ること。

匹 申 請 \mathcal{O} 時点におい て、 本邦 における滞在 中 独立 \mathcal{O} 生計を営むことができると見込まれること。

五 健康であること。

六素行が善良であること。

次 本 邦 12 ず おける滞在中に死亡し、 れ かに該当していること。ただし、 負傷し、 又は疾病に罹患した場合における保険に加 申請 人が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、 入していること。

کے ことができる能力を有していることを試験により証 いたときの活動を通じて日本文化及び日本国における して三年を超えて本邦に在留することとなる場合は、 明され、 日常的 般的な生活様式 かつ、 な場 面 当該活動 で使わ の理解が十分に深めら ħ を指定されて本邦 る日本語をある程 度理 れ に てい 在 留 解 する して

イ ること。 基本的な日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証 明されて

口 こと となる場合を除く。 基本的な日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証 (申請 人が 本則第四 十三号に掲げる活動を指定されて、 通算して一年を超えて本邦 に在 明され 留すること ている

九 認定証明書の えたと認められる日の翌日までであること。 をいう。 法第七条の二第一項の申請をした日が、 が 総数 地域社会 (当該申 への影響等の 語 の あった日の 観点から 属する年の一月一日から十二月三十一 本則第四十三号に掲げる活動を指定されて交付された在 法務大臣 が 関 係 行政機関 の長と協 議して相当と認 日までの間に おける総数 める数を超 留資格

別表第十一

- 本邦の大学 (短期大学を除く。 以下同じ。 を卒業し又は大学院の課程を修了し て学位を授与され
- を理 日常的な場面で使わ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以 |解することができる能力を有していることを試験その他 れる日本語に加え、 論理的にやや複雑な日本語を含む幅広 上 の報酬を受けること。 の方法により証明されていること。 公い場面 で使 わ れ る 日 本
- 兀 本邦の大学又は大学院において修得した広い 知識及び 応用的能力等を活用するものと認められること。

別表第十二

次のいずれかに該当すること。

公益社団法人日本プロスキー教師協会 S I A が認定する次に掲げるいずれかの資格を有している

こと。

(4) (3) (2) (1) アルペンスキ ステ ジ I

アルペンスキ ・ステ

アルペンスキ ・ステージⅢ

アルペンスキ ー・ステージ**Ⅳ**

口 公益社団法人日本プロスキー教師協会(SIA) がイに掲げるものと同等以上と認めるスキー

に関する資格を有していること。

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以 上の報酬を受けること。

附 則 三

十八歳以上であること。

この告示は、 平成二年六月一 日から施行する。

指導